

○「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について

改 訂 後	改 訂 前
<p>府令第4条（監査報告書等の記載事項）関係</p> <p>4-1 監査法人が作成する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る府令第4条第1項第1号チ、<u>第2号ト及び第3号ト</u>に規定する「明示すべき利害関係」には、当該監査、中間監査又は四半期レビューに係る業務を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。</p> <p>4-2 府令第4条第1項第1号チ、<u>第2号ト及び第3号ト</u>に規定する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第25条第2項及び公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第12条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。</p> <p>4-3 府令第4条第3項各号及び<u>第11項各号</u>に規定する意見並びに同条第<u>16項各号</u>に規定する結論は、「監査基準」若しくは「中間監査基準」にいう意見又は「四半期レビュー基準」にいう結論をいうものであることに留意する。</p> <p>4-4 府令第4条第6項、<u>第13項及び第18項</u>に規定する追記情報は、「監査基準」、「中間監査基準」又は「四半期レビュー基準」にいう追記情報の記載であることに留意する。</p> <p>[4-5～4-8 略]</p>	<p>府令第4条（監査報告書等の記載事項）関係</p> <p>4-1 監査法人が作成する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る府令第4条第1項第1号チ、<u>第2号へ及び第3号へ</u>に規定する「明示すべき利害関係」には、当該監査、中間監査又は四半期レビューに係る業務を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。</p> <p>4-2 府令第4条第1項第1号チ、<u>第2号へ及び第3号へ</u>に規定する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第25条第2項及び公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第12条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。</p> <p>4-3 府令第4条第3項各号及び<u>第14項各号</u>に規定する意見並びに同条第<u>19項各号</u>に規定する結論は、「監査基準」若しくは「中間監査基準」にいう意見又は「四半期レビュー基準」にいう結論をいうものであることに留意する。</p> <p>4-4 府令第4条第6項に規定する追記情報並びに同条第<u>15項及び第20項</u>に規定する事項は、「監査基準」、「中間監査基準」又は「四半期レビュー基準」にいう追記情報の記載であることに留意する。</p> <p>[4-5～4-8 同左]</p>